

連携と協調のフォーラム

模倣品対策室の国際的な取り組み

経済産業省製造産業局模倣品対策室

室長補佐 越本 秀幸

1. はじめに

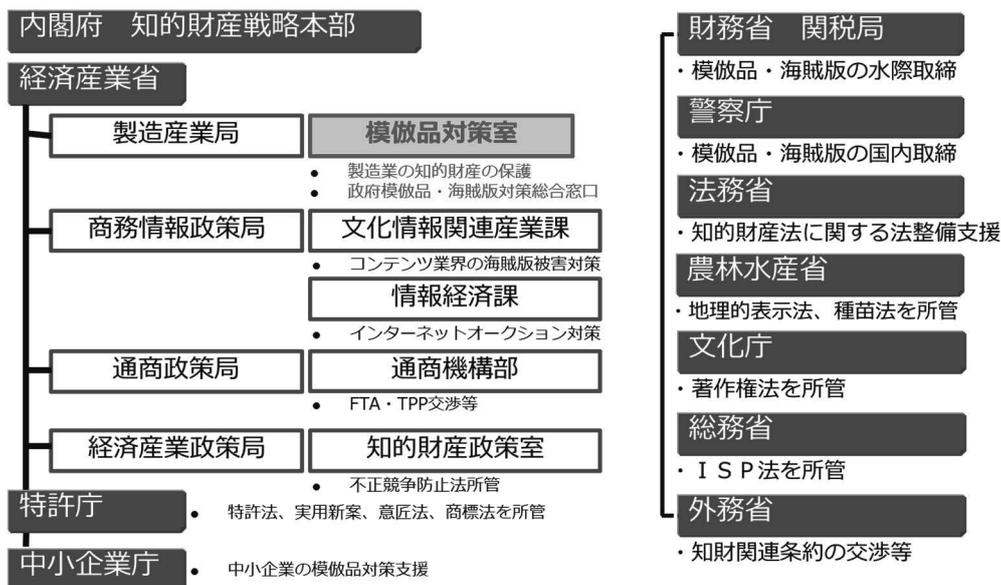
近年の模倣品・海賊版を巡る状況は一層複雑化しており、巧妙化、潜伏化が進むとともに、インターネットや電子商取引の普及により簡単に世界中に拡散する状況となっています。このような状況では、1つの省庁、企業での対策には限界があるので、協力・連携して取り組んでいく必要があります。この度 ICD NEWS において、「連携と調和のフォーラム」とのテーマで寄稿する機会をいただきましたので、経済産業省模倣品対策室の取り組みを基に日本政府関係省庁との連携の必要性等について紹介させていただきます。

2. 模倣品対策室とは

(1) 模倣品対策室の設置経緯

知的財産に関する所掌を有する省庁・課室は、非常に多く、それぞれの立場から様々な取り組みを行っています。そのため、企業等からの模倣品・海賊版対策に関して「相談先が分かりにくい」、「複数官庁に関係することも統合的に対応すべき」との要望があり、これを受けて、2004年8月に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が設立され、この窓口を設置する部署として、模倣品対策室（当時は「模倣品対策・通商室」）が設置されました。

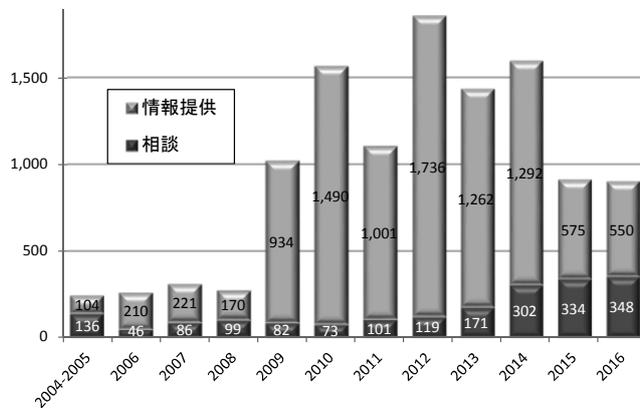
こうした設置経緯から、模倣品対策室は一元的に関係省庁と連携・協力する機能を備えているといえます。



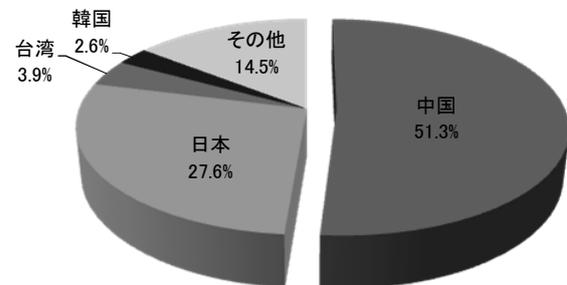
知的財産に関する日本政府の体制

(2) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口¹の役割

政府模倣品・海賊版対策総合窓口には大きく分けて2つの役割があります。一つは企業・国民からの相談・情報提供への対応、もう一つはHPや年次報告書による情報発信です。

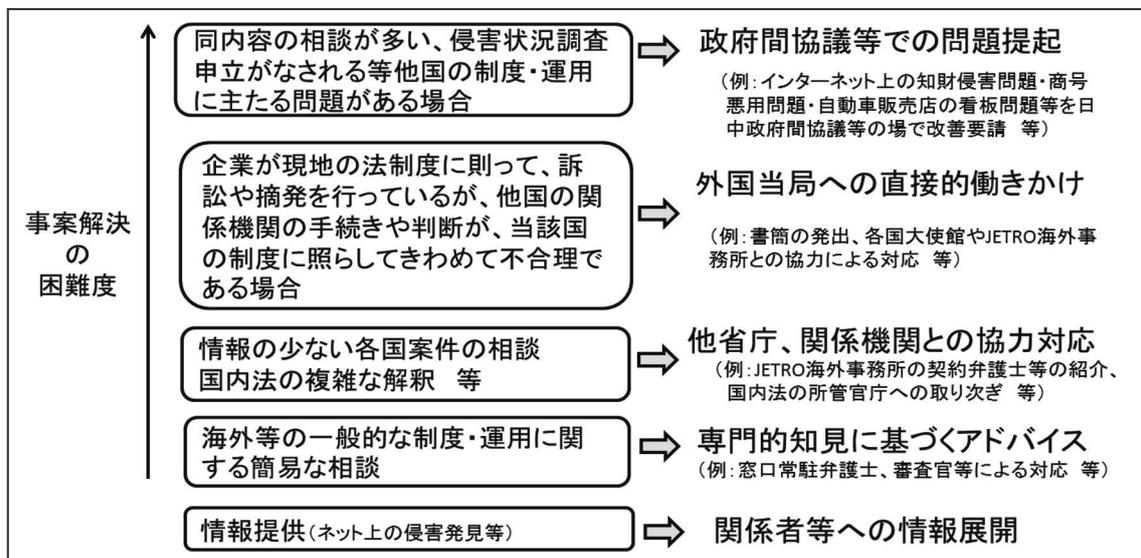


相談案件の推移



模倣品の製造国・地域が判明している相談案件の割合 (2016年)

窓口への相談については、主に以下のように対応していますが、いずれの対応においても、関係省庁や関係機関の協力は欠かせません。



窓口への相談内容に応じた一般的な対応

また、毎年6月～7月頃に発行している年次報告書「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」には、窓口の業務報告だけでなく、模倣品・海賊版による被害状況、日本政府・日本産業界の取り組み、海外各国・地域の動向等の情報を掲載しています。

¹ <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>

3. 国際的な取り組み

当室では業界団体のニーズや窓口への相談を踏まえて、海外での取り組みを実施しています。以前は模倣品の製造・販売地は中国一国でしたが、中国政府が模倣品対策に力を入れ、市場で模倣品を販売することが困難になったことから、中国で製造し、ASEANや中東等の第三国へ輸出して販売するケースが増加しています。そのため製造地である中国はもちろんのこと、第三国での対策も重要になっています。

以下、各国における主な取り組みを紹介させていただきます。

●中国

模倣品対策に関し、中国政府とは主に政府間対話を通じた要請・協力を行っています。

(1) 日中知的財産権ワーキング・グループ

2009年6月、日中ハイレベル経済対話の機会を捉え、二階俊博経済産業大臣と陳徳銘中国商務部部長との間で、「経済産業省と中国商務部との知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書」が交換され、日中知的財産権ワーキング・グループが設置されました。本ワーキング・グループでは、議題に応じて、関係省庁を会議に招請することができ、日本からは経済産業省、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、文化庁、特許庁が参加しています。

直近では2016年6月に第5回のワーキング・グループが日本で開催され、日中における知的財産関連法制の動向や今後の知的財産戦略について確認すると共に、インターネット上の知的財産権侵害対策の強化や、日中二国間のみならず第三国市場にも拡大しつつある模倣品被害に対する措置等、両国が協力して取り組んでいく対策等について意見交換を実施しました。

今後も年1回、日本と中国との交互開催で実施する予定です。

(2) 日中事務レベル ワーキング・グループ

2009年8月、二階俊博経済産業大臣と周伯華中国国家工商行政管理総局長との間で署名された「知的財産保護の協力に関する覚書」の交換が行われ、商標等の知的財産保護に関する協力の枠組みを構築する等、知的財産権保護の取組を促進することに同意しました。具体的な内容として、①日中共同で協力分野における「年間作業計画」の策定、②商標権侵害の執行に係る案件についての情報提供・照会、③ワーキング・グループの開催、④日中協力の内容の公表及び関係機関へ内容通知等が明記されており、これまで2回のワーキング・グループを特許庁と連携して開催し、模倣品の分業化など巧妙化する模倣業者の手口に対する対策、日本企業名やキャラクターの冒認出願問題等について意見交換を実施しました。

本ワーキング・グループは2012年を最後に中断していますが、再開に向けて中国側へ働きかけを続けています。

●ASEAN

(1) ベトナム

ベトナムは非常に多くの日本企業が進出している一方、中国と国境を接すること等から、模倣品の流入が依然として多くなっています。エンフォースメントについては、行政措置・刑事措置・民事措置の各ルートが利用可能であるものの、行政措置による解決が最も一般的となっています。また、水際措置については、依然として疑義品の発見・通報が少ないこと、疑義品写真の提供がなされないまま権利者が真贋判定の回答を迫られる場合もある等、運用に課題を残している状況です。

こうした状況に鑑み、ベトナムでは大きく分けて2つのプロジェクトを実施しています。

①中越国境対策プロジェクト

中国からベトナムに流入する模倣品の国境における取引の実態、流入ルート、手口等を現地調査し、両国政府、権利者の対策立案を目指すプロジェクトです。

・中越国境調査

現地調査の結果、①ベトナム側では市場で模倣品が堂々と販売されているものの、中国側では市場で模倣品の販売・展示はない、②中国側の店舗を持たない「貿易商」がベトナム人バイヤーから模倣品の注文を受け、遠隔地の工場に製造依頼、③納品された模倣品は「貿易商」の倉庫に保管され、運送業者を用いて国境を越えるため関係者以外の目に触れることがない、という結果が得られました。

・中越国境での対策

調査結果を踏まえ、最初の対策として、2016年11月に中越国境であるラオカイの執行機関（財務省税関、商工省市場管理局、経済警察、国境警備隊等）に対して真贋判定セミナーを実施しました。このセミナーでは日本関税協会知的財産情報センター（C I P I C）と連携し、日本税関における水際差止実績や手続きに関する講演を行っていただきました。

今後も国境の執行機関に対して真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングを進めていきます。

②大規模市場における三者連携プロジェクト

大規模市場の経営者、執行機関、日本の権利者が連携し、入居店舗への知的財産権啓発、市場調査、模倣品販売中止の指導等の実施を目指すプロジェクトです。

・背景

行政措置については、権利者の申請に基づき市場管理局が個別に取締りを行っていますが、しばらくすると模倣品が再び販売される状況がありました。また、模倣品に対する店舗販売者の問題意識は低く、消費者も模倣品と分かった上で購入するケースも散見されました。

そこで、市場管理局、市場経営者、権利者が一体となって、市場から模倣品を排除するキャンペーン活動を行い、その成果を公表することで、市場における模倣品販売抑制効果

だけでなく、一般消費者への啓発も行うことができるというプロジェクトを立ち上げました。具体的に想定される効果としては、権利者にとっては市場管理局、市場経営者の協力を得て、模倣品流通を継続的に抑制することができ、市場管理局にとっては知的財産権保護活動の成果を市場にアピールし、模倣品排除による消費者の安全確保を図ることができ、市場経営者にとっては模倣品の無い、クリーンな市場の形成による一般消費者や観光客への宣伝効果です。

- ・反模倣品啓発セミナー

2016年7月にドンファン市場で入居店舗を対象に反模倣品啓発セミナーを実施しました。セミナーでは、市場管理局より模倣品販売が処罰の対象になり得ること、日本の権利者より模倣品がベトナムの経済・消費者に悪影響を及ぼすことについて講演が行われ、また市場管理局と入居店舗代表との間で反模倣品誓約書への調印も行われました。

今後はドンファン市場での共同市場巡回等のフォローアップや他市場でのセミナー開催を軸に、取組を維持・発展させ、ベトナムにおける反模倣品機運の定着を図っていきます。

(2) インドネシア

インドネシアはASEANで一番人口が多く、日本企業が投資先として強い関心を持っている一方、水際措置はほぼ機能せず、刑事措置に関しても知的財産権侵害事犯が全て親告罪である等、エンフォースメントが困難であることから、米国のスペシアル 301 条報告書の優先監視国にも指定されています。そこで、現地当局に対してキャパシティビルディングセミナーや真贋判定セミナーを実施したり、現地の実情を把握するために日本へ招聘したりと、複数の側面から取り組みを実施しています。

- ・真贋判定セミナー、キャパシティビルディングセミナー

2016年8月、3年振りにジャカルタで真贋判定セミナー及びキャパシティビルディングセミナーを開催しました。知的財産総局（DG I P）の協力により日インドネシアで講師を選定し、対象としてDG I P、警察、税関、検察等の政府職員だけでなく、ローカル企業、弁護士、モール事業者等の民間人も含めて実施しました。また、インドネシアは水際差止めが実質的に機能していない状況を踏まえ、東京税関から知的財産権専門家を派遣してもらい日本の税関における水際差止手続きに関する講演を行っていただきました。

- ・日本への招聘

2016年2月にDG I Pを日本へ招聘しました。文民捜査官による刑事措置や海外周知商標等に関して、日本企業・団体向けに知的財産権エンフォースメントセミナー及び権利者団体との意見交換を実施するとともに、特許庁と模倣品対策室との合同での政府間意見交換を行いました。

2016年12月にはインドネシア国家警察を日本へ招聘しました。DG I Pと警察との違いや連携等に関して、日本企業・団体向けに知的財産権エンフォースメントセミナー及び権利者団体との意見交換を実施するとともに、警察庁と模倣品対策室との合同での政府間意見交換、さらに法務省訪問では、日本の刑事手続きにおける摘発から裁判までの手続き

の流れ等に関して、日本の制度・運用をベンチマークとすべく研修を行いました。

インドネシアは権利者のニーズが特に強いことから、今後も現地当局に対するセミナー及び日本へ招聘の両面から取り組みを進めていきます。

(3) タイ

タイでは模倣品が多く流通しているとともに、国境を接するラオスやミャンマー等からも多くの模倣品が流入していることから、2007年から米国のスペシャル301条報告書において11年連続で知的財産権保護が不十分として優先監視国に指定されています。しかし、2013年に国家知的財産執行センター（NICE）を設置し、さらに2016年に短期・中期・長期計画とから成る20年間の知的財産（IP）ロードマップを策定する等、タイ政府は、米国のスペシャル301条のリストからタイを除外させるべく、エンフォースメント強化に積極的に取り組んでいます。

こうしたタイ政府の状況に鑑み、より効果的なエンフォースメントを促進するために、現地当局に対して真贋判定セミナーを定期的を実施しています。直近では2015年6月に実施し、2017年度においても実施予定です。

(4) マレーシア

マレーシアは知的財産裁判所の設置や国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）の事務局長が率いる政府及び民間の執行機関又は団体から構成される著作権特別タスクフォースの設立等、知的財産権保護の強化を進めており、2012年より米国のスペシャル301条報告書の監視国から除外されています。また、マレーシアには税関登録制度がありませんが、MDTCCが国内市場向けにブランドを登録するBOB（Basket of Brands）制度を設ける等、MDTCCを中心として、模倣品対策が図られています。

一方、マレーシアには、著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題（いわゆる不正ODL²問題）があり、経済産業省文化情報関連産業課、文化庁と連携してMDTCCと協議を重ねた結果、ODL許可情報をインターネット上で公開するという一定の成果を上げることができました。しかしながら、不正ODL問題自体が解決したわけではないことから、引き続き対応していく必要があります。

このような状況を踏まえて、マレーシアについては主にMDTCCを対象に真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングを進めていきます。

(5) ミャンマー

ミャンマーは、著作権法以外の知的財産法は未整備ながら、現行の法制度と運用で税関差止めが可能であることが確認されています（海上関税法18条）。そこで、2015年度より

² マレーシアにおいて販売されるDVD等に貼付されなければならない政府公認のOptical Disc Label（MDTCCが管轄）が、日本のアニメーション作品の海賊版DVDに添付されている問題

税関差止めプロジェクト³を実施し、特定のブランドと商品について税関登録を行った上で、真贋判定方法を税関と共有するとともに、疑義品発見や差止めのフロー、役割の取決めを行い、差止めを促進しています。本プロジェクトはJICA専門家の協力も得ながら実施しており、今後も継続していく方針です。

(6) フィリピン

フィリピンは、ASEANの中で二番目に多い人口規模となっていることから、近年、日本企業の関心が高まりつつあります。エンフォースメントについては、国家知的財産権委員会（NCIPR）の下での共同摘発が実績を上げたこと等から、2014年より米国のスペシャル301条報告書の監視国から除外されていますが、デザイン模倣二輪車を始めとして多くの被害事例が依然として報告されています。

そこで、フィリピンでのエンフォースメントに関する最新情報収集及び当局との関係構築を目的に、2016年11月、経済産業省としては初めてフィリピン執行機関を招聘しました。より多くのエンフォースメントに関する情報を収集するため、招聘対象者として司法省、知財庁（OBI）、関税局を選定し、日本企業・団体向けに知的財産権エンフォースメントセミナー及び権利者団体との意見交換を実施するとともに、模倣品対策室との政府間意見交換、東京税関視察（キャパシティビルディング）を行いました。

フィリピンに関しては引き続き調査事業等で情報収集するとともに、権利者のニーズがより高まれば、現地での真贋判定セミナー開催に向けて進めていきます。

●インド

インドは12億人を超える人口を抱えることから、多くの日系企業が進出している一方、市場には模倣品・海賊版が多く流通しており、さらに水際差止めが不活発であることや、刑事裁判の長期化等の課題が指摘されていることから、米国のスペシャル301条報告書の優先監視国に位置づけられています。

そこで、現地当局、主に税関職員に対してキャパシティビルディングや真贋判定セミナーを実施しています。

・真贋判定セミナー、キャパシティビルディングセミナー

2016年9月、ニューデリーでインド税関向けに真贋判定セミナーを含むキャパシティビルディングセミナーを開催しました。インド関税総局との連携のもと、税関職員の疑義品発見及び差止のスキル・ノウハウ向上と、反模倣品の意識付けに資するセミナーを実施し、水際措置の実効性向上を図りました。また、セミナーでは日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）と連携し、日本税関における水際差止実績や手続きに関する講演を行っていただきました。

³ 詳細はICD NEWS No.69 経済産業省模倣品対策室が推進する「ミャンマー税関差止プロジェクト」の概要を参照

今後も権利者の関心が特に高い税関を主な対象として様々な事業を進めていきます。

●中東

(1) U A E

U A Eは模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発しており、特に中東地域の一大物流中継拠点であるドバイは、サウジアラビア等の中近東の近隣諸国にとどまらず、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等への模倣品の経由地となっています。

こうした状況を背景に、国際知的財産保護フォーラム（I I P P F）との官民合同中東訪問団の派遣や日本への招聘を通して、フリーゾーンでの模倣品問題や罰金問題に関する議論を行っています。

(2) サウジアラビア

模倣品の一大消費地とされるサウジアラビアでの模倣品対策は極めて重要です。日本とサウジアラビアの模倣品対策協力は主に官民体制で2009年以降継続して実施されており、サウジアラビア商業投資省と日本側との関係が構築されてきたこともあり、2016年9月に経済産業省と商業投資省との間で模倣品対策に関する協力覚書に署名がされました。

今後、日本への招聘、現地当局に対する真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングの両面から取り組みを進めていきます。

4. 最後に

模倣品・海賊版の国際的な流通が一層進んでいることから、中国からA S E A N、中東等の第三国での対策に力を入れる必要性が生じています。しかし、A S E A N諸国のような途上国ではエンフォースメントに関する制度はあるものの、運用面では様々な問題により必ずしも機能的でないという実情があります。そういった国々に対しては、エンフォースメントを強化するように働きかけるだけでは不十分であり、日本側より模倣品・海賊版対策の重要性や摘発のための実務上のノウハウ等をキャパシティビルディングとして続けていく必要があります。

模倣品対策室は執行機関でも、知的財産権関連法を所管しているわけでもありませんが、模倣品・海賊版対策に関して一元的な機能を持っていますので、今後も関係省庁と連携しながら、各種取り組みを進めてまいりたいと思います。

この場をお借りし、ご協力・ご支援いただいている関係省庁の皆様には御礼を申し上げます。今後とも一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。